

鳥取県建設工事施工体制調査・指導要領

1 目的

県が発注する建設工事の施工体制について、その実態を調査し、改善の指導等を行うことにより、その適正な施工を確保することを目的とする。

2 対象工事

その年度に施工する工事のうち、次に掲げるもの（以下「対象工事」という。）とする。

- (1) 県が発注する建設工事のうち鳥取県施工現場実態調査員設置要綱（平成19年10月29日付第200700110091号鳥取県県土整備部長通知）に規定する施工現場実態調査員が監督員と協議して選定し、所管する各発注機関の長の承認を受けた工事
- (2) (1)に掲げるもののほか、各発注機関の長又は県土総務課長が必要に応じ選定した工事

3 実態調査

(1) 調査方法

施工現場実態調査員は、次に掲げる調査事項について、様式第1号により対象工事の施工現場の状況を調査し、確認するものとする。

(2) 調査事項

- ア 下請の使用及び報告状況
- イ 下請契約書の作成状況
- ウ 施工体制台帳等の整備状況
- エ 施工体系図、建設業許可票、労災保険関係成立票及び建築確認表示の掲示状況
- オ 建設業退職金共済標識の掲示、共済証紙の配付状況
- カ 現場代理人の駐在状況
- キ 主任（監理）技術者の業務従事状況
- ク 鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針（平成27年3月19日付第201400194303号県土整備部長通知）の遵守状況
- ケ その他必要な事項

(3) 結果報告

施工現場実態調査員は、毎月の調査結果を様式第2号により発注機関の長及び県土総務課長に報告するものとする。

4 詳細調査

発注機関の長又は県土総務課長は、対象工事の施工状況が次に掲げる事項に該当するおそれがあると認めるときは、施工現場実態調査員のほか、発注機関の職員又は県土総務課の職員の2名以上で調査を行わせるものとする。

- (1) 現場代理人が対象工事の施工現場に常駐していない、又は実質的に関与していないもの
- (2) 主任技術者又は監理技術者が対象工事の施工現場に配置されていない、又は配置はされていてもその施工に実質的に関与していないもの
- (3) その他前条に掲げる結果報告等により発注機関の長又は県土総務課長が必要と認めたもの

5 改善指導等

- (1) 施工現場実態調査員は、3の規定による調査により次の不適切な事実を確認した場合、対象工事の施工業者（以下「対象業者」という。）に対し、それぞれに定める期限を付して口頭でその改善を指導するものとする。
 - ア 次数制限を超えた下請 5日
 - イ 県外業者との下請契約 5日
 - ウ 社会保険等未加入業者との下請契約 5日
 - エ 下請契約書の未作成 5日
 - オ 標準見積書活用状況と下請契約遵守事項報告書記載事項との相違 3日
 - カ 施工体制台帳の未作成 5日
 - キ 施工体系図の未掲示 5日
 - ク 施工体制台帳及び施工体系図の未提出 5日
 - ケ 建設業許可票の未掲示 3日
 - コ 労災保険関係設立票の未掲示 3日
 - サ 建築確認表示の未掲示 3日
 - シ 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識の未掲示 3日
 - ス 建設業退職金共済制度の共済証紙の未配付 5日
 - セ 監理技術者資格者証の不携帯 3日
- (2) 施工現場実態調査員は、(1)のア～セの事実が(1)の指導の期限までに改善されない場合、発注機関の長並びに総合事務所長、西部総合事務所日野振興センター所長又は県土整備事務所長（以下「発注機関等の長」という。）に対し、その旨報告するものとする。
- (3) 総合事務所長、西部総合事務所日野振興センター所長又は県土整備事務所長（以下「総合事務所等の長」という。）は、(2)の報告を受けたときは、様式第3号により対象業者に対し文書指導を行い様式第4号により改善報告を求めるものとする。
- (4) 施工現場実態調査員は、様式第4号により、改善状況を確認し、発注機関等の長に、当該改善状況を報告するものとする。
- (5) 総合事務所等の長は、(4)の報告に基づき改善されてないと認められるときは、(3)の例により、再度文書指導するとともに、県土整備部長に対し、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成20年5月1日付第200700191955号鳥取県県土整備部長通知。以下「資格停止要綱」という。）に基づき当該指導内容に係る報告を行うものとする。

6 資格停止での減点

県土整備部長は、5(5)の文書指導又は4の詳細調査により資格停止を行ったときは鳥取県建設工事指名競争入札指名業者選定要綱（平成25年4月3日第201200194806号鳥取県県土整備部長通知。）及び鳥取県建設工事総合評価競争入札実施要領（平成25年4月3日第201200196355号鳥取県県土整備部長通知。）においてそれぞれ定めるところにより、評価項目の資格停止について減点するものとする。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成16年6月2日から適用する。

附 則

この要領は、平成17年11月21日以降に起工決裁を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年10月29日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年6月15日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年2月1日以降起工決裁を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、平成26年5月20日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年1月1日以降に調達公告（調達公告を行わない場合にあつては、入札日の通知）を行う工事から適用する。

鳥取県建設工事施工体制調査票

発注機関		工事番号		J
工事名	名称			
	場所			
受注者	住所			
	名称	電話番号		
工期	着工	平成 年 月 日	～	平成 年 月 日
請負代金額	¥	円	低入	
現場代理人			自社施工	
主任・監理技術者			資格	
一般監督員			所属課	
調査年月日				
現場実態調査員			所属等	
同行者			所属等	
受注者側			所属等	
			所属等	

確認事項	結果	指導事項
1-1 下請業者の使用の有無 ①使用している ②使用していない ③現時点では使用していないが今後使用する見込み		
1-2 下請の次数の状況(建築系工事は除く。) ①下請の次数は2次を超えていない ②下請の次数は2次を超えているが監督員と協議済 ③口頭指導後に改善 ④指導後も未改善	改善状況確認日 年 月 日	鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針(以下「指針」という。)第5条 ※未協議で次数超えの場合の改善期限(平成 年 月 日)5日後 ※監督員との協議が整った時点で改善と見なす。
1-3 下請・業務委託の県内業者限定 ①1次及び2次下請とも県内業者である ②県外業者を下請としているが監督員と協議済 ③口頭指導後に改善 ④指導後も未改善	改善状況確認日 年 月 日	指針第6条、現場説明書3の(3) ※業務委託県内業者限定は1次のみ ※県外業者を未協議使用の改善期限(平成 年 月 日)5日後 ※監督員との協議が整った時点で改善と見なす。
1-4 下請の社会保険等への加入状況 ①1次下請業者の全てが社会保険等加入業者である ②1次下請業者に社会保険等未加入者がある ③口頭指導後に改善 ④指導後も未改善	改善状況確認日 年 月 日	指針第6条 ※未加入者がある場合の改善期限(平成 年 月 日まで)5日後
2-1 元請人の契約書作成状況 ①標準約款を使った個別の契約書 ②基本契約を行った上で、注文書・請書を交換 ③注文書・請書に同じ内容の約款を添付して交換 ④口頭指導後に作成、修正 ⑤指導後も未作成	改善状況確認日 年 月 日	建設業法(以下「業法」という。)第18条・第19条、指針第7条第3号 ※業法上の必須項目及び指針の追加条項がなければ指導 ※未作成の場合の改善期限(平成 年 月 日)5日後
2-2 標準見積書の活用状況 ①契約書に法定福利費が内訳明示されている ②契約書に法定福利費が内訳明示されていない ③②の内、報告書と不整合があり、 口頭指導後に改善 ④指導後も未改善	改善状況確認日 年 月 日	指針第7条第2号、下請契約遵守事項報告書(報告書という。)No.6 ※②で報告書No.6が「はい」の場合、標準見積書提出依頼の有無を確認 ※不整合の場合の改善期限(平成 年 月 日)3日後
3-1 施工体制台帳の作成状況 ①作成している ②内容に不備があったが作成している ③口頭指導後に作成、修正 ④指導後も未作成	改善状況確認日 年 月 日	業法第24条の7第1項、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(以下「入契法」という。)第15条 ※②は修正するよう指導 ※未作成、不備の場合の改善期限(平成 年 月 日)5日後

確認事項	結果	指導事項
3-2 施工体系図の掲示状況 ①掲示している ②内容に不備があったが掲示している ③口頭指導後に掲示、修正 ⑨指導後も未掲示	改善状況確認日 年 月 日	業法第24条の7第4項、入契法第15条 ※②は修正するよう指導 ※未掲示の場合の改善期限(平成 年 月 日) 5日後
3-3 施工体制台帳及び施工体系図の提出状況 ①期限内に提出している ②添付書類等の不足又は期限超過があったが提出している ③口頭指導後に提出 ⑨指導後も未提出	改善状況確認日 年 月 日	入契法第15条、指針第7条第5号 ※②は不足書類の追加提出又は期限内提出を指導 ※未提出の場合の改善期限(平成 年 月 日) 5日後
4-1 建設業許可票の掲示状況(縦25cm以上×横35cm以上) ①適正に掲示している ②内容等に不備があったが掲示している ③口頭指導後に掲示、修正 ⑨指導後も未掲示	改善状況確認日 年 月 日	業法第40条 ※②は修正するよう指導 ※未掲示の場合の改善期限(平成 年 月 日) 3日後
4-2 労災保険関係成立票の掲示状況(縦25cm以上×横35cm以上) ①適正に掲示している ②内容に不備があったが掲示している ③口頭指導後に掲示、修正 ⑨指導後も未掲示	改善状況確認日 年 月 日	労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第77条 ※②は修正するよう指導 ※未掲示の場合の改善期限(平成 年 月 日) 3日後
4-3 建築確認表示の掲示状況(縦25cm以上×横35cm以上) ①適正に掲示している(該当なし) ②内容に不備があったが掲示している ③口頭指導後に掲示、修正 ⑨指導後も未掲示	改善状況確認日 年 月 日	建築基準法第89条 ※②は修正するよう指導 ※未掲示の場合の改善期限(平成 年 月 日) 3日後
5-1 建設業退職金共済制度の加入状況、適用事業主現場標識の掲示状況 ①加入しており、標識を掲示している ②中退共、清退共、林退共、特退共に加入している ③未加入 ④口頭指導後に標識を掲示 ⑨指導後も未掲示	改善状況確認日 年 月 日	現場説明書 3の(5)の3) ③未加入は、制度の趣旨を説明し加入を指導 ※未掲示の場合の改善期限(平成 年 月 日) 3日後
5-2 建退共の共済証紙配付状況 下請も建退共加入者の場合は、下請への配付も確認 ①配付しており受払簿で確認できる ②配付しているが受払簿は未作成 ③口頭指導後に配付 ⑨指導後も未配付	改善状況確認日 年 月 日	現場説明書 3の(5)の1)、3の(5)の2) ※②は受払簿の作成を指導 ※前月分まで未配付の場合、改善期限(平成 年 月 日)5日後
6-1 現場代理人の常駐状況 ①常駐している ②不在であった ⑨非常駐	1回目 2回目 3回目	業法第19条の2、建設工事請負契約書第10条 ※②、⑨は監督員と常駐の状況について情報交換・確認 ※⑨の場合、指導要領に基づき速やかに県土総務課へ報告
6-2 現場代理人が工事現場の運営及び取締りを行っているか ①している ⑨していない		建設工事請負契約書第10条 ※⑨の場合、指導要領に基づき速やかに県土総務課へ報告
7-1 主任技術者(届出された者)の配置確認 ①確認できた(専任を要する者は専任) ⑨確認できない(専任を要するものは不専任)		建設業法第26条 ※⑨場合、指導要領に基づき速やかに県土総務課へ報告
7-2 主任技術者の工事施工の技術上の管理状況 ①管理している ⑨管理していない		建設業法第26条の3 ※⑨の場合、指導要領に基づき速やかに県土総務課へ報告
8-1 監理技術者の専任配置の状況(下請金額3000万円以上※) ①専任している ⑨専任していない		建設業法第26条 ※⑨の場合、指導要領に基づき速やかに県土総務課へ報告
8-2 監理技術者の工事施工の技術上の管理状況 ①管理している ⑨管理していない		建設業法第26条の3 ※⑨の場合、指導要領に基づき速やかに県土総務課へ報告
8-3 監理技術者資格者証の携帯 ①携帯している ②口頭指導後に携帯 ⑨指導後も不携帯	改善状況確認日 年 月 日	建設業法第26条第5項 ※不携帯の場合、改善期限(平成 年 月 日) 3日後
9-1 女性労働者の環境整備事業対象現場の状況(対象工事のみ) ①女性労働者は従事し、対象物も適切に使用されている ⑨女性労働者は従事していない		補助金交付要綱 ※⑨の場合、速やかに県土総務課へ報告
10 その他		

